

射水市監査委員告示第2号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和8年1月に実施した政策推進課、人事課、未来創造課、議事調査課、監査委員事務局の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年1月21日

射水市監査委員 村上欽哉

射水市監査委員 長谷川清彦

射水市監査委員 山崎晋次

定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

- (企画管理部) 政策推進課、人事課、未来創造課
(議会事務局) 議事調査課
(監査委員) 監査委員事務局

(2) 選定理由

政策推進課、人事課、未来創造課、議事調査課、監査委員事務局の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査又は書面監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間（監査範囲）	
監査委員監査	政策推進課	令和6年12月27日 ～ 令和7年1月17日 (令和5年度執行分)	書面監査
	未来創造課		監査委員監査
書面監査	人事課		
	議事調査課		書面監査
	監査委員事務局		

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和6年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の窓口、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。

(2) 適正な契約手続が行われないリスク	ア 隨意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 隨意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
(3) 支出事務が適正に行われないリスク	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

4 監査の実施内容

企画管理部、議会事務局、監査委員の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和8年1月5日から令和8年1月19日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1)政策推進課

政策推進課は、重要施策の企画立案を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 市長特命事項に関すること。
- ② 総合計画及び総合計画審議会に関すること。

- ③ とやま呉西圏域連携中枢都市圏等広域行政に関すること。
- ④ 国・県に対する重点事業要望に関すること。
- ⑤ 高等学校及び高等教育機関と連携したまちづくりに関すること。

(2) 人事課

人事課は、職員に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- ② 職員の研修に関すること。
- ③ 職員の給与に関すること。

(3) 未来創造課

未来創造課は、広報・統計、行財政改革及びDX推進に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 広報に関すること。
- ② 統計調査に関すること。
- ③ 行財政改革に関すること。
- ④ DXの推進に関すること
- ⑤ 自治体クラウドの運用管理に関すること。

(4) 議事調査課

議事調査課は、議会、議員に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 議会本会議、委員会及び協議会に関すること。
- ② 議案及び請願書等に関すること。
- ③ 議会広報に関すること。
- ④ 政務活動費に関すること。

(5) 監査委員事務局

監査委員事務局は、監査に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 監査委員に関すること。
- ② 定例監査、例月出納検査及び決算審査に関すること。
- ③ 財政援助団体等監査に関すること。
- ④ 住民監査請求の監査に関すること。

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

(1)政策推進課

ア 第3次総合計画の着実な実施に当たり、国の地方創生に係る交付金を有効に活用しながら、急激に変化する社会情勢に柔軟かつ迅速に対応されたい。また、総合計画のアンケート結果において、市民の満足度が低いものに関しては、一層の取組を進められたい。

イ 活力ある社会経済を維持していくため、呉西圏域の連携を一層推進するとともに、小杉駅周辺地区のまちづくりの目標を明確にし、迅速に対応するよう努められたい。

(2)未来創造課

ア 「社会変化に柔軟に対応する行財政運営」の基本理念に基づき、第5次集中改革プランの進行管理を適切に行われたい。また、各種補助金については、ガイドラインに基づいた検証を適切に行うとともに、令和7年度中の交付要綱等の制定を徹底されたい。

イ DXの推進は市民サービスの向上に欠かせない取り組みであることから、本市ならではの施策実現に向けて一層努めてほしい。

ウ 市広報の同時配布物については、自治会・町内会の負担軽減と発行経費削減のため、全戸配布を班回覧に変更するなど、各種団体等にも周知を図り、改善されたい。